

石化コンビナートの再編 (上)

——「産構法」によるリストラの意義と限界——

水 口 和 寿

I. は し が き

わが国石油化学（以下石化）産業はほぼ10年サイクルで好不況（増産と減産）を繰り返してきた。20年前の1970（昭和45）～1972（昭和47）年には合計9基ものエチレン30万トン／年プラントが営業運転に入ったことから需給ギャップが表面化し、1972（昭和47）年4月に初のエチレン不況カルテルが結成された。また10年前の1983（昭和58）～1988（昭和63）年には「特定産業構造改善臨時措置法」（略称「産構法」）が適用され、通産省主導による構造改善事業が実施された。そしてまた1992（平成4）年下期現在はバブル経済崩壊に伴う景気後退の深刻化により、上期までの増産体制から一転して減産体制を強化するようになってきている。こうしてみると、僅かの市況変動で増産と減産（増益と減益）を繰り返すわが国石化業界の過当競争体質は「産構法」後もなら改善されていないように思われる。本稿では「産構法」下での構造改善（リストラ）事業の意義と限界について考察し、合わせて1990年代の石化コンビナートの再編について展望する¹⁾。

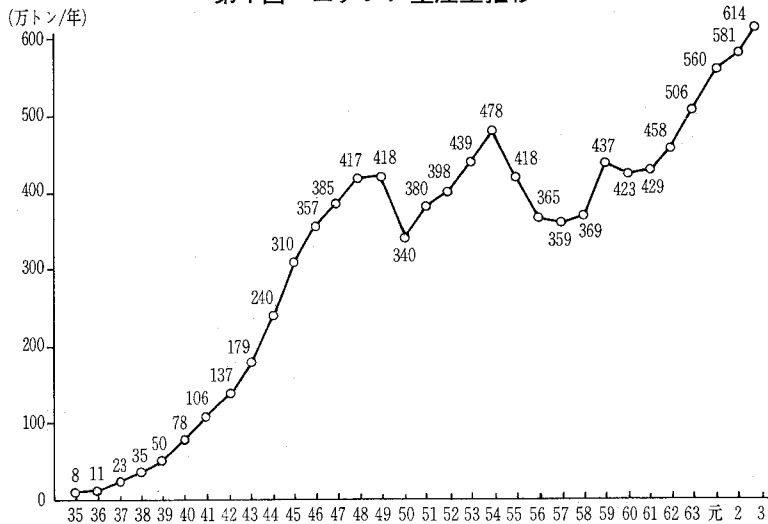
1) 本稿は拙稿「石化産業不況とコンビナートの動向」『私学研修』第91号（昭和57年）をベースに、その後の展開を加え、新たな視角から論じたものである。

Ⅱ. 「構造不況」の実態

1. エチレン生産の推移

第1図は1960(昭和35)～1991(平成3)年間のエチレン生産量の推移を示している。1960(昭和35)年の8万トンから鰻上りに伸び続けたエチレン生産量は1974(昭和49)年に418万トンに達したが、1975(昭和50)年に340万トンに落ち込んだ。その後生産量を回復して、1979(昭和54)年に478万トンのピークに達したが、1980(昭和55)～1982(昭和57)年間はマイナス成長を記録し、1982(昭和57)年に359万トンにまで落ち込んだ。しかし1983(昭和58)年から再び上昇に転じ、1984(昭和59)年に437万トンまで回復、その後1985(昭和60)～1986(昭和61)年間は420万トン台で停滞したが、以後5年連続伸び続け、1991(平成3)年には614万トンと史上最高を記録した。なお速報値によれば、1992(平成4)年上期の生産は既に311万トンに達しているが、下期の減産如何では前年実績を下回る可能性がある。

第1図 エチレン生産量推移



(出所) 『石油化学工業年鑑 1992』101頁.

1975 (昭和50) 年の下落は言うまでもなく1973 (昭和48) 年秋に勃発した第一次石油危機の影響によるものであるが、石化製品の飽和化と需要の減退傾向は既にそれ以前に現れていた。すなわち1970 (昭和45) ~1972 (昭和47) 年にかけて合計9基ものエチレン30万トンプラントが次々に営業運転に入り需給ギャップが拡大していた。たとえ第一次石油危機が発生しなくとも需給ギャップは早晚表面化することが明らかであった。第一次石油危機はむしろこの需給ギャップの存在を一時的に覆い隠した。しかし第一次石油危機による原油価格の高騰、インフレ昂進、狂乱物価の現出といった経済混乱を取束するため、厳しい総需要抑制策が採られたために、1975 (昭和50) 年に入ると一転して不況局面に突入し、石化産業も国産化始まって以来のマイナス成長を記録した。この年通産省は5大汎用樹脂に「ガイドライン方式」²⁾を採用し、自主減産による需給の適正化を行政指導した。

2. 構造不況の発生

第一次石油危機後、日本経済は政府の景気浮揚策が功奏して、1976 (昭和51) 年末から再び緩やかな回復過程に転じ、1977 (昭和52) ~1978 (昭和53) 年には円高の影響もあって、加工組立産業を中心に輸出が急増し、貿易経済摩擦を惹起した。加工組立産業は減量経営、合理化、在庫調整など血の滲むような企業努力により第一次石油危機を克服した。ME革命も加工組立産業の発展に寄与した。その反面「重厚長大」型の素材産業は跛行現象が明白になった。化学産業では塩化ビニル (以下塩ビ) 業界が1977 (昭和52) 年5月~1978 (昭和53) 年8月に不況カルテルを結成し、続いて酢酸ビニル業界が1978 (昭和53) 年9月~1979 (昭和54) 年1月に初の不況カルテルを結成した。また1978 (昭和53) 年5月には「特定不況産業安定臨時措置法」(略称「特案法」または「構造不況法」) が公布され、化学工業関係では合成繊維、アンモニア、尿素、高度化

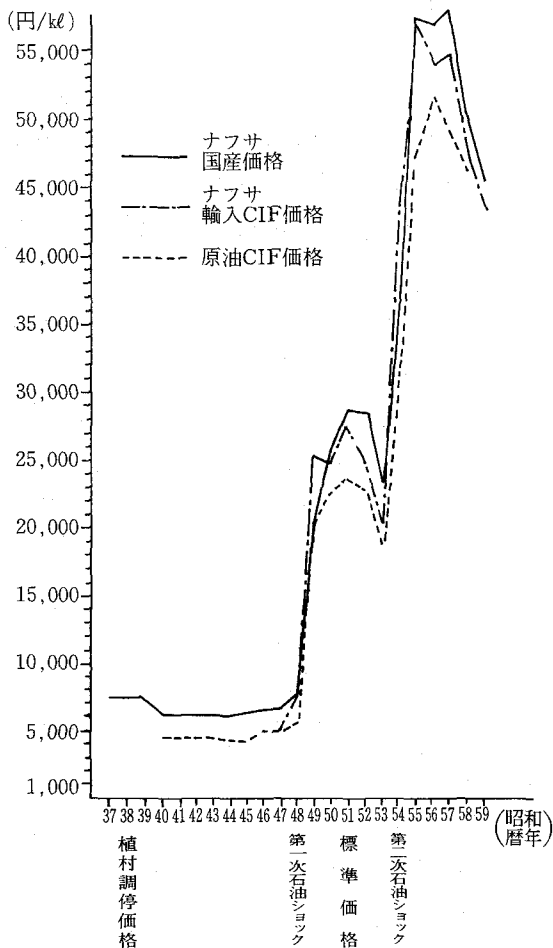
2) 「ガイドライン方式」とは「それぞれの産業について通産省が必要見通しを作成・公表の上、各社から生産計画を徴し、それに意見を述べることによって減産を促す方法である」。龍田節「不況対策と競争政策—総論」経済法学会編『経済法学会年報』第4号 (1983年) 8頁。1975 (昭和50) 年7月~1976 (昭和51) 年6月の1年間、HDPE、LDPE、PP、PS、塩ビ樹脂の5品目にこの方式が適用された。石油化学工業協会『石油化学工業30年のあゆみ』(平成元年) 101頁。

成肥料, 塩ビ樹脂が「構造不況業種」に指定された³⁾。

そのような状況の中で石油業界は円高により膨大な為替差益を得ていた。石化業界は石油業界に対して差益還元を要求した。コンビナートリファイナーの軋みが目立ち始め, 石油業界と石化業界の間で「第一次ナフサ戦争」⁴⁾が表面化した。しかし1977(昭和52)年になると内外においてナフサのダブつき傾向がみられるようになり, 国産ナフサ価格は1977(昭和52)年9月の2万9000円/kl(標準価格)をピークに値下がり, 1978(昭和53)年6~9月期には2万5000円/klにまで押し下げられた(第2図参照)。かくして石化製品価格も若干値下がり, 1978(昭和53)年後半から需要の回復が見られ, 1978(昭和53)年のエチレン生産量は4年ぶりに400万トン台に復帰し, 1979(昭和53)年には478万トンのピークに達した⁵⁾。

-
- 3) この時「構造不況業種」に指定されたのは, 化学関係以外では平電炉, アルミ製錬, 紡績, フェロシリコン, 段ボール原紙の5業種であった。なお「特定不況産業安定臨時措置法」(略称「特案法」)または「構造不況法」は5年間の時限立法で1983(昭和58)年5月に廃止され, 「特定産業構造改善臨時措置法」(略称「産構法」)に引き継がれた。「構造不況法」の詳細については通商産業省産業政策局編「構造不況法の解説」(1978年)参照。
 - 4) 「第一次ナフサ戦争」は1975(昭和50)年12月, 資源エネルギー庁による石油製品価格の標準額決定をめぐって発生した。国産ナフサ標準価格を2万9000円とする決定に対し, 石化業界は猛反発した。国産ナフサ価格は輸入ナフサ価格に比べて割高であった。第一次石油危機以降, 石化業界はナフサ原単位の向上, 原料ソースの多様化(LPG, NGLなどの使用)に努めていたが, 国産ナフサ価格のコストアップ分を吸収できなかった。最大のネックは「石油業法」によって石油精製業者にのみナフサ輸入権が認められていることであった。そこで1978(昭和53)年9月に化学系石化7社(大阪石油化学, 山陽石油化学, 昭和油化, 住友化学, 三井石油化学, 三菱化成, 三菱油化)は「石化原料共同輸入会社」(略称PEFIC)を設立し, 1979(昭和54)年1月に輸入業者の届出を行うなどして, 通産省と資源エネルギー庁に揺さぶりをかけた。その結果, 1979(昭和54)年2月に妥協が成立し, PEFICが石油精製業者の代理商となり, 石油輸入権は石油側に残す「代理商方式」を石化側が呑むことで「第一次ナフサ戦争」は一先ず終結した。詳しくは徳久芳郎『ナフサ戦争』(昭和59年)参照。
 - 5) そこには1977(昭和52)年8月から営業運転に入った昭和電工(大分)のエチレン30万トンプラントと1978(昭和53)年5月の浮島石油化学(千葉)のエチレン40万トンプラントの新規稼働入りがあった。

第2図 ナフサ価格の推移



(出所) 徳久芳郎『ナフサ戦争』136頁.

ところが、1979（昭和54）年に入って内外ナフサ事情は一変した。1978（昭和53）年末のイラン政変（いわゆる第二次石油危機の勃発）を契機に海外ナフサ価格が高騰し、原油価格の高騰から国産ナフサ価格も値上がった。国産ナフサ価格は1979（昭和54）年1～2月期に2万5000円/klであったものが、1979

(昭和54) 年末に5万1000円/klとなり、さらに1980 (昭和55) 年4～6月期には6万円/kl近くまで跳上がった。ここに原料ナフサ問題は石化産業のアキレス腱になった。1979 (昭和54) 年10月に「石油化学工業協会」(略称「石化協」) 内に「原料問題等研究会」が設置されたのに続いて、1979 (昭和54) 年12月には「日本化学工業協会」(略称「日化協」) 内に「化学工業基本問題研究会」が設置され、原料問題の検討を開始した。さらに1980 (昭和55) 年7月からは通産省内に「石油化学原料問題懇談会」が設置されるなど原料問題に対する取り組みは一段と真剣味をおびてきた。

とはいえ、原油高騰→ナフサ価格高騰→製品価格高騰といった事態は石化製品の先高感を背景とする仮需の発生をもたらし、1978 (昭和53) 年末から1980 (昭和55) 年3月頃までのほぼ1年余の間、石化業界は久方振りに活況を呈した。企業収益は大幅に改善され、1979 (昭和54) 年度決算では増配、複配を行う企業が続出した。とくに自動車、家電を中心とした関連需要産業の好調な伸びに支えられて、合成樹脂、合成ゴム等の石化製品需要が旺盛であった。しかし1980 (昭和55) 年4月から実施された電力料金の大幅値上げは国内景気を鎮静化させ、電力料金値上げ前の駆け込み需要が終わった1980 (昭和55) 年5月以降は景気後退による実需の減退に仮需の反動が重なって、石化業界は一気に不況局面へ突入した。これまで石化業界は原料ナフサ価格の値上がりを製品価格に転嫁することにある程度成功してきたが、今回の不況局面においては需要業界の反発もあって値決め交渉がまとまらず、その間海外から安い輸入品が大量に流入して需要業界の要望に応え、ために石化産業は縮小生産に追込まれ、石化業界の不況は泥沼化の様相を呈するに至った。

3. 不況カルテルの実施

この時の不況は実需の減退に仮需の反動が加わって増幅されたものであったが、とくに需要の落ち込みが著しかった品目は高压法(低密度)ポリエチレン(LDPE)、中低圧法(高密度)ポリエチレン(HDPE)、ポリプロピレン(PP)、ポリスチレン(PS)、塩ビ樹脂(PVC)の5大汎用樹脂であった。これまで原料価格の高騰による製品価格の値上がりを「薄肉化」と「減量化」

によって凌いできたスーパーマーケット向け包装用フィルムの需要が激減し、1980(昭和55)年12月にポリオレフィンフィルムメーカー(日本ポリオレフィン工組301社)が中小企業団体に法に基づく設備制限カルテル⁶⁾を申請した。また1981(昭和56)年5月には住宅不況の影響による塩ビ管需要の不振から、塩ビ樹脂メーカー17社が独禁法に基づく不況カルテルを結成し、1981(昭和56)年8月からはフィルムメーカーを支援するため、中低圧法(高密度)ポリエチレンメーカー13社が独禁法に基づく不況カルテル⁷⁾を結成した。

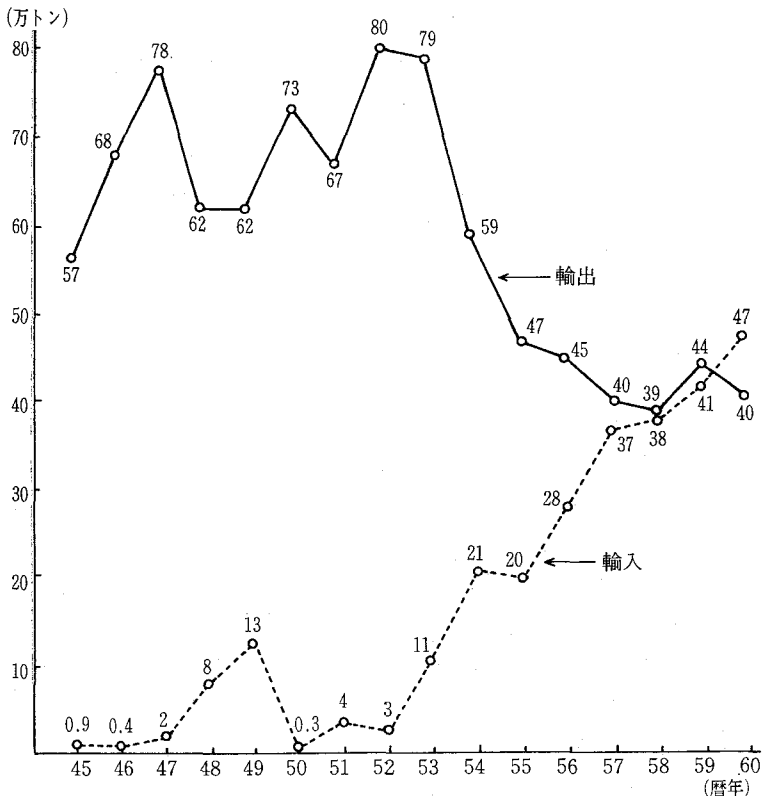
ポリオレフィンフィルムの不況カルテルは1981(昭和56)年8月まで続けられ、1981(昭和56)年8月の1カ月間はフィルムメーカーと樹脂メーカーの不況カルテルがドッキングし、垂直的カルテルが実現したが、在庫調整による需給改善はなかなか進まず、中低圧法(高密度)ポリエチレンの不況カルテルは1981(昭和56)年8月から10月までの第一次、11月から1982(昭和57)年1月までの第二次、2月から3月までの第三次と連続8カ月間続けられた。また塩ビの不況カルテルは1981(昭和56)年5月から8月までの第一次、9月から10月までの第二次、そして11月中は一旦中断したものの、さらに12月から1982(昭和57)年2月までの第三次におよぶ合計9カ月間続けられた。そして1982(昭和57)年10月からは10年ぶり2回目のエチレン不況カルテルが実施され、1983(昭和58)年3月までの第一次6カ月間と4月から6月までの第二次3カ月間、合計9カ月間続けられた⁸⁾。

- 6) 中小企業団体の法(略称「中団法」)によって容認されている「安定事業」(不況に対処するための調整規定)の範囲は独禁法で認容される不況カルテルより広い。「中団法」17条1項4号は生産設備制限を含めさまざまな安定事業の種類を列挙している。木元錦哉氏は同法が中小企業者のカルテル依存体質を醸成してきたことの問題点を指摘している。木元錦哉「中小企業団体の法と不況カルテル」経済法学会編『経済法学会年報』第4号(1983年)参照。
- 7) 独禁法24条の3は不況に対処するための共同行為(不況カルテル)の容認と認可要件の基準について記述している。金子晃氏は「不況カルテルは本来緊急避難であり、例外的措置としてみとめられたものであるから、あまり長期の認可を行うべきでない」と主張する。金子晃「不況対策と独占禁止法」経済法学会編『経済法学会年報』第4号(1983年)30頁。
- 8) 木元錦哉氏は公取委の指摘を引用して、「カルテルの長期化は、①カルテル体質が醸成され、かつ企業の自己責任の意識が失われること、②既得権益化をもたらすこと、③革新的事業者の進出を阻害し、また既存業者の合理化を阻害すること、④カルテルと構造改善の組合せは、かえって企業の自主的な対応を鈍らせるものとみられ、必ずしも十分な効果をあげていないこと、などの弊害をもたらしていることにも留意しなければならない」と述べている。木元錦哉、前掲論文、79頁。

4. 輸出入の逆転

今回不況が長期化し、不況カルテルの効果がなかなか現れなかった理由は国内要因(シェア拡大競争)に輸出の減少と輸入の急増といった海外要因(外圧)が追加されたからであった。従来わが国石化産業は内需の落ち込みを輸出によりカバーすることが多かったが、1977(昭和52)年以降は輸出比率が著しく低

第3図 エチレン換算輸出入実績



(注) 輸出货量及び輸入量は、主要エチレン誘導品(ポリエチレン、ポリスチン、スチレンモノマー、エチレングリコール、塩ビ、EDC等約10品目)にそれぞれの原単位を乗じてエチレン換算した。

(出所) 『日本の石油化学工業 1986年版』32頁。

下した(第3図参照)。その原因は①アメリカ、カナダ⁹⁾の安い天然ガス(エタン)を原料とする安価なエチレン系製品が東南アジア市場に豊富に出回り、割高な日本製品に取って替わったこと、②発展途上国、とくに台湾、韓国¹⁰⁾の自給化が進み、彼らに輸出余力が生じたこと、③それに短期的には輸出先国の経済停滞や為替相場が円高に推移したことなどであった。

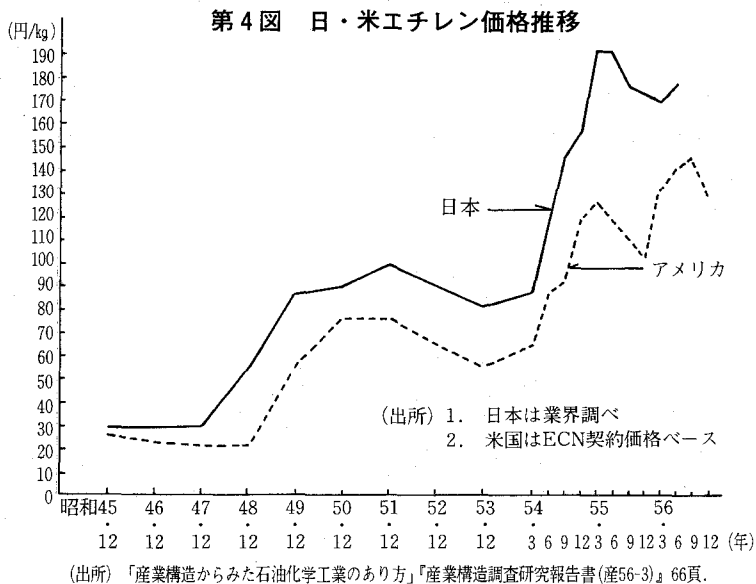
一方、従来国内需要逼迫時にしかみられなかった輸入が恒常的に増大し、とくにアメリカ国内景気の不振から、スチレンモノマー(SM)、エチレングリコール(EG)、アクリロニトリル(AN)、二塩化エチレン(EDC)、フェノールなどモノマー類を中心にバルキーな中間原料が大量に流入してきた。またポリマー類の輸入はまだそれほど多くはなかったが、上昇率は高く、わが国石化業界に心理的脅威を与えた。かくして1982(昭和57)年7月にはSM業界が通産省にアメリカ産SMをダンピング提訴したが、輸入はその後も増え続け、1985(昭和60)年には輸出入比率が逆転するまでになった(第3図参照)。なおこの年、サウジアラビア¹¹⁾からの輸入が始まった。

9) アメリカでは1978年制定のNGPA(Natural Gas Policy Act)により天然ガス価格が統制(コントロール)下にあった。石油も統制下にあったが、1981年1月に撤廃(デコントロール)された。アメリカ歴代政府は政治上の配慮から民生用を中心に天然ガス価格の上昇を抑えてきた。そのため工業用天然ガス価格も低位安定化し、第二次石油危機以降、天然ガスソースのエタンを原料とするアメリカ石化産業が国際競争力をつけてきた。一方、カナダでは1980年11月に「国家エネルギー計画」(NEP)が発表され、埋蔵豊富な天然ガスにシフトしての「エネルギーの自立化」・「カナダ化」が指向された。そのため石油・ガス価格の見直しと税制改革が行われ、カナダの原油価格は国際市場およびアメリカ市場の85%を超えない水準に設定され、さらに天然ガスは原油価格の約70%になるよう設定された。しかしアメリカは1985年中、カナダは1986年11月に天然ガス価格の統制を撤廃(デコントロール)。それ以降はナフサベースのわが国石化産業との国際競争力格差はかなり縮小した。

10) 韓国では1972年に蔚山石化コンビナートがエチレン10万トン/年で稼働に入ったのを皮切りに、1979年には麗川石化コンビナートがエチレン35万トン/年で稼働入りした。一方、台湾では1968年5月に高雄コンビナートがエチレン5万4000トン/年でスタートしていたが、1973年にはエタン分解炉によるエチレン5万5000トン/年の頭份コンビナートがスタート。また1975年9月には高雄にエチレン23万トン/年が加わり、さらに1978年3月にはエチレン23万トン/年の林園コンビナートがスタートした。また多数の誘導品を有する林園コンビナートは1984年4月にエチレン38万5000トン/年を建設、拡張した。

11) サウジアラビアでは1984年10月にSADAFコンビナート(アルジュベール地区)、1984年12月にYAMPETコンビナート(ヤンプー地区)、1985年10月にPETROKEMYAコンビナート(アルジュベール地区)が石油随伴ガスを原料としてそれぞれ生産を開始した。

こうした輸出減・輸入増を招いた決定的な原因は、海外との原料コスト格差にあった。高いナフサを原料とするわが国のエチレン価格は1981(昭和56)年の第2四半期に1kg当たり170円台であったのに対し、安い天然ガス(エタン)を原料とするアメリカのエチレン価格は140円台、カナダ、サウジアラビアはさらに安くて70~80円台といわれた(第4図参照)。これまで石化産業は装置産業の典型とされてきたが、製品コストの80~90%を変動費、それも原料費が占めるようになり、しかも老朽化設備(主要プラントの経過年数は10年以上、償却率は70~80%)が多く、ためにわが国石化産業の国際競争力は著しく弱いものになった。



5. 企業収益の動向

かくして「構造不況」に陥ったわが国石化産業の企業収益は1981(昭和56)年度末決算において最悪の状態を記録した。たとえば1981(昭和56)年3月期に135億円の経常赤字をだしていた三井東圧は1982(昭和57)年3月期にも160億円の経常赤字が予想された。また1981(昭和56)年3月決算では33億円の経

常利益を上げていた三井石油化学は1982（昭和57）年3月決算で70億円の赤字を見込み、1981（昭和56）年3月決算で1億円の利益を出していた東洋曹達も1982（昭和57）年決算では45億円の経常赤字を予想。1981（昭和56）年3月決算で30億円の経常利益を上げていた日本合成ゴムも1982（昭和57）年3月決算では5億円の経常赤字が見込まれた。

なおこの4社はイラン・ジャパン石油化学（略称I J P C）事業参加の化学4社であり、日本側出資会社の中核企業である三井物産が1982（昭和57）年3月決算でI J P C事業から撤退する方針を固め、I J P C関連の投融資の一部、イラン化学開発（略称I C D C）への投融資分の150億円を損失処理することに踏み切ったのに追隨して、損失引当金の計上を行い、経常利益を圧縮した面もあった。但し、三井東圧だけは二年続きの累積赤字で、損失処理に踏み切れなかった。同社は1981（昭和56）～1982（昭和57）年度を期間とする新中期計画を実施し、1981（昭和56）年8月には全従業員7500人の2割に当たる1500人の人員削減案を発表した。

その他1981（昭和56）年12月期に決算発表が行われた主要ナフサセンター会社についてしてみると、三菱油化が113億円の経常赤字（昭和55年12月期は68億円の黒字）、住友化学が28億円の経常赤字（昭和55年12月決算では175億円の黒字）となった。また昭和電工は1981（昭和56）年12月決算で14億円の経常利益を上げたが、160億円の経常利益を計上した1980（昭和55）年12月期と比べれば、大幅減収となった。また1980（昭和55）年12月期103億円の経常利益を上げた東燃石油化学も1981（昭和56）年12月期にはわずかに12億円の経常利益を上げる留まった。エチレンセンター12社の経常赤字の合計は1981（昭和56）年度299億円（石化部門は577億円）であったが、1982（昭和57）年度には605億円（石化部門は822億円）に上った（第1表参照）。企業収益の悪化は企業の設備投資（ことに合理化投資）意欲を鈍らせ、老朽設備の存続を許し、わが国石化産業の国際競争力を一層低下させるといふ悪循環に陥らせた。

第1表 エチレンセンター12社の収益推移
(単位：億円)

年 度	A		B	
	売 上 高	経常利益	売 上 高	経常利益
54	34,950	1,265	27,540	1,037
55	39,682	774	31,024	468
56	38,286	△299	29,676	△577
57	37,388	△605	28,641	△822
58	38,611	548	29,809	140
59	40,933	1,486	31,323	885
60	39,815	1,084	30,575	670

(注) 通産省調べ

Aは非石油化学事業を含む合計

Bは石油化学事業のみの数字

(出所) 『三菱油化30年史』 335頁。

Ⅲ. 「産構法」による構造改善 (リストラ)

1. 「産構審」と体制整備

こうした危機を打開するため、1981(昭和56)年4月、通産大臣は「産業構造審議会」(略称「産構審」)に「80年代における石油化学工業政策及びその施策のあり方」を諮問した。「産構審」は化学工業部会(部長長有沢広巳)に石油化学小委員会と塩ビ・ソーダ小委員会を設置して検討に入り、1981(昭和56)年12月に中間答申を発表、1982(昭和57)年6月に最終答申を発表した。中間答申では緊急に政府が実施すべき対策として①原料対策(石油税の免税, 石化原料共同輸入体制の改善, 適正な石油製品価格体系の実現), ②供給・業界体制整備対策(需給協議会の設置, 合理化・集約化のための環境整備, 加工・流通業界の構造改善), ③輸入対策, ④研究開発対策の4つを挙げ、業界が実施すべき対策として①安価な原料入手のための施設確保, ②業界体制の整備, ③石油精製との提携強化, ④需要業界との共存共栄を提案した。これを受けて通産省は1982(昭和57)年4月に「石油化学原料用ナフサ対策について」を省議

決定し、国際価格並みでのナフサ輸入自由化に道を開いた¹²⁾。またそれと同時に「石油化学製品需給協議会」を設置して、エチレンおよびポリオレフィンの需要見通しを策定、業界のガイドラインとした。

ところで、原料ナフサ問題に関する議論が一段落すると「産構審」での議論は次第に業界体制整備問題へ移っていった。1982（昭和57）年6月に発表された最終答申では①効率的な設備への生産集中、②共同投資、③製品の共同販売、④過剰設備の処理など産業体制整備対策に重点が置かれた。またそれを具体化するため1982（昭和57）年7月には化学工業部会の下に石油化学産業体制小委員会が設置され、さらにその下に総合企画分科会ほか主要製品毎に7つの分科会¹³⁾が設置されて、需要予測、過剰設備処理、グループ化、コスト低減、海外プロジェクトへの対応策等について検討作業が開始された。1982（昭和57）年10月には通産省とエチレンセンター12社の首脳で組織された「石油化学産業調査団」が西欧5カ国の石化産業状況を視察し、その成果は1982（昭和57）年12月に石油化学産業体制小委員会から通産大臣に対して「石油化学工業の体制整備のあり方について」として意見具申された。かくして1982（昭和57）年8月には「産構審」総合部会に「基礎素材産業特別委員会」が設置され、1982（昭和57）年12月に同委員会から通産大臣に対して「基礎素材産業対策のあり方について」が意見具申された。通産省はこれらの意見具申を受け入れ、「構造不況法（特案法）」に代わる新たな法案の検討を開始した。

2. 「産構法」の制定

1982（昭和57）年12月に「基礎素材産業対策のあり方について」と題する意見具申を受けとった山中通産大臣はO E C Dが提唱する「積極的産業調整政策

12) 1979（昭和54）年1月にP E F I Cが通産省に提出したナフサ輸入届け入れは、資源エネルギー庁の担当者の手元に置かれたままなかなか受理されなかった。石化業界はナフサの完全自由輸入を目指してマスコミ・政界のキャンペーンを強化した。いわゆる「第二次ナフサ戦争」の展開であるが、これが決着するのは1982（昭和57）年4月のこの省議決定によってであった。

13) LDPE, HDPE, PP, スチレン, EO, EG, AN, 塩ビの7分科会。

(P A P)」¹⁴⁾の考え方を導入して「山中6原則」(①縮小と活性化, ②雇用と地域経済への影響の緩和, ③総合的な対策の実施, ④民間の自主性の尊重, ⑤競争政策の重視と開放体制の堅持, ⑥対策の時限性)を提示し, 省内に「構造不況法」に代わる新しい法案の立案作業を命じた。かくして1983(昭和58)年2月に「特定不況産業安定臨時措置法(略称「特案法」または「構造不況法」)の一部を改正する法律案」が国会に提出され, 衆参両院における審議を経て可決・成立し, 同年5月に「特定産業構造改善臨時措置法」(略称「産構法」)が公布・施行された。通産省はこの法案の立案過程で, 公正取引委員会(公取委)と徹底的な意見調整を行った。公取委は「産構法」施行に先立ち1983(昭和58)年5月, 「特定産業における合併等事業提携の審査に関する基準について」¹⁵⁾を発表した。

「産構法」の骨子は次のとおりであった。まず法定候補業種の中から事業者の大部分の申出により, 主務大臣が特定産業の指定を行い, 関係審議会の意見を聴いて構造改善基本計画を作成・告示する。基本計画の中には①構造改善目標, ②設備処理に関する事項, ③事業提携, 活性化投資, 技術開発に関する事項等を記載する。構造改善は事業者の自助努力によるものとするが, それが不十分な場合, 主務大臣が公取委の同意を得て, 設備処理等にかかる共同行為の指示を行い, 独禁法の適用除外とする。事業提携についてはそれを実施しようとする事業者が事業提携計画を作成して, 主務大臣の承認を受ける。主務大臣は公取委と意見調整して, 独禁法上問題ないことを確認した上で, 当該事業提携計画を承認する。承認された事業提携計画は税制上・金融上・課税上の特例

14) P A P (Positive Adjustment Policies) とは貿易摩擦と保護主義の台頭を防ぐため1978年6月にOECDが発表した対策で, 非効率部門を保護措置によって温存するのをやめ, 市場メカニズムを積極活用して資源配分の変動を促進するという考え方のことを指す。OECD, The Case For Positive Adjustment Policies, A Comedion of OECD Documents 1978/79, June 1979.

15) 公取委は当該特定産業が構造的不況に陥っていることに鑑み, 合併等の審査に際し, ①業績不振の状況, ②代替品の状況, ③特定産業をとりまく市場環境, ④構造改善の目標達成時の状況の4項目について特別に考慮し, 市場占拠率が25%以上となる場合でも, 市場構造が高度寡占にならない限り, ケース・バイ・ケースで判断する。また合併以外の事業提携についても同様に取扱いとの基準を示した。詳細については通産産業省産業政策局編『産構法の解説』(1983年)70-75頁参照。

措置を受けることできるというものであった。その他「産構法」は1983(昭和58)年6月に施行される「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法」(中小企業庁)及び「特定不況業種・特定不況地域関連労働者の雇用の安定に関する特別措置法」(労働省)との連携を図ることになった¹⁶⁾。

3. 石化構造改善基本計画

「産構法」では石化のほかに電炉、アルミ、化繊、化学肥料、合金鉄、洋紙及び板紙の合計7業種が法定候補業種となったが、石化は同法適用の中心業種であった。石化ではエチレン、ポリオレフィン、塩ビ樹脂が1983(昭和58年)6月、エチレンオキサイド(EO)が同年8月、スチレンモノマー(SM)が1985(昭和60)年1月に特定産業の指定を受け、構造改善基本計画に基づく設備処理等を実施することになった。さらに事業者の自助努力だけでは目標年度(昭和63年6月末)までの設備処理が困難なエチレン、ポリオレフィン、塩ビ樹脂の3業種については1983(昭和58)年9月に通産大臣から共同行為の告示を受け、「産構法」に基づく「指示カルテル」¹⁷⁾を結んで設備処理を進めることになった。

構造改善基本計画による設備処理目標量はエチレンが299万トン(処理率36%)、ポリオレフィンが90万トン(処理率22%)、塩ビ樹脂が49万トン(処理率24%)、エチレンオキサイド(EO)が20.1万トン(処理率27%)、スチレン

16) 前者は関連中小企業事業者の経営安定を図るための旧法「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」(「不況地域法」)を改正したもの、後者は関連労働者の雇用の安定を図るための旧法「特定不況業種離職者臨時措置法」及び「特定不況地域離職者臨時措置法」(「離職者2法」)を整理統合して一本化したものであった。

17) 「産構法」第5条は事業者の自主的な努力のみによっては設備の処理や新設の禁止等が実施できない場合には、主務大臣が当該特定産業に属する事業者に対して、設備処理等に関するカルテル(「指示カルテル」)を実施するよう指示することができるとしている。このような「指示カルテル」の規定は旧「特案法」にもあったが、「産構法」もこれを引き継いでいる。この法律では指示は告示によって行くとされているが、罰則や制裁は設けられていない。したがって、ここでいう「指示」は「勧告」と同様の意義である。この指示に基づいて行われる事業者のカルテルについては独禁法の適用が除外される。松下満雄「構造不況業種の法的救済と独占禁止政策」経済法学会編『経済法学会年報』第4号(1983年)47頁。

モノマー (S M) が46.8万トン (処理率26%) であった¹⁸⁾。処理期限はエチレンと塩ビ樹脂が1985 (昭和60) 年3月末まで, ポリオレフィンとエチレンオキサイド (E O) が1985 (昭和60) 年6月末まで, スチレンモノマー (S M) が1985 (昭和60) 年9月末までであった。設備処理期間中は当該設備の新設, 増設, 改造は制限または禁止された。

一方, 設備処理と並んで構造改善の柱となったのは事業提携 (グループ化) であった。エチレン, エチレンオキサイド (E O), スチレンモノマー (S M) 業界の事業提携 (グループ化) は主として生産面の合理化 (高効率設備への生産集中等) に限定されたが, ポリオレフィン業界は共販会社を核とする事業提携計画を作成した。共販会社は既に塩ビ樹脂業界で第一塩ビ販売, 日本塩ビ販売, 中央塩ビ販売, 共同塩ビ販売の4社が設立されていたが¹⁹⁾, オレフィン業界は「産構法」の下で通産省及び公取委との事前協議を行いながら1983 (昭和58) 年6月から7月にかけてダイヤポリマー, エースポリマー, ユニオンポリマー, 三井日石ポリマーの4社を設立し (第2表参照), そこを通じて生産・販売・流通のグループ化を図ることになった。

18) 構造改善基本計画の設備処理目標は「産構審」化学工業部会石油化学産業体制小委員会作成による「石油化学工業の産業体制整備のあり方について」に基づいて行われた。ここでは「各品目ごとの1985年度の生産見通しを適正稼働率を90%で割り戻して適正生産能力を産出し, 当該能力を超える生産能力はすべて設備処理の対象とすることが適当」と述べていた。石油化学工業協会『石油化学工業30年のあゆみ』(平成元年) 334頁。

19) 第一塩ビ販売は1982年 (昭和57) 年3月, 呉羽化学, サンアロー化学, 住友化学, 日本ゼオンの4社で設立。日本塩ビ販売は1982 (昭和57) 年7月に鐘淵化学, 電気化学, 東亜合成化学, 三井東圧化学の4社で設立。中央塩ビ販売は旭硝子, 信越化学, 化成ビニル (三菱モンサント化成ビニル, 菱日) の3社で設立。共同塩ビ販売はセントラル硝子 (セントラル化学), チッソ (チッソ石油化学), 東洋曹達, 徳山積水, 日産化学 (日産塩化ビニル) の5社で設立。

第2表 ポリオレフィン共販4社の概要

会社名	出資比率	設立年月日	事業提携計画	
			申請日	承認日
ダイヤポリマー (資本金1億円)	三菱化成工業 50% 三菱油化 50%	58年6月17日	6月24日	6月29日
エースポリマー (資本金2億円)	旭化成工業 20% 出光石油化学 20% 昭和電工 20% 東燃石油化学 20% 日本ユニカー 20%	58年6月23日	6月24日	6月30日
三井日石ポリマー (資本金9億円)	日本石油化学 25% 三井石油化学工業 25% 三井東圧化学 25% 三井ポリケミカル 25%	58年7月1日	6月24日	6月29日
ユニオンポリマー (資本金4億円)	宇部興産 18% 住友化学工業 18% チッソ 18% 東洋曹達工業 18% 徳山曹達 14% 日産丸善ポリエチレン 14%	58年6月17日	6月24日	6月29日

(注) 化学経済研究所調べ
(出所) 『三菱油化30年史』 371頁。

4. 構造改善 (リストラ) の進展

エチレンの設備処理は業界が設備処理の共同行為協定書に調印し、指示カルテルを結成して進められた。設備処理目標は229万トン、処理率は36%、処理期限は1985 (昭和60) 年3月末であった。各社は非効率設備を優先的に処理するとともに生産受委託や共同生産を行って高効率設備への生産集中化を図った。三菱油化と新大協和石油化学は四日市地区での生産集約化の話し合いを開始し、住友化学は愛媛工場のエチレン設備を休止。三井石油化学と日本石油化学の各社はそれぞれ岩国・大竹工場、川崎工場のエチレン設備を休止して、浮島石油化学にエチレン生産を集中した。大阪石油化学は関西石油化学の解散に伴い三井石油化学が資本参加し、三井石油化学、三井東圧化学、日本石油化学の3社が共同で設備処理に対応することになった。また丸善石油化学と住友化

学も受委託生産の形をとって設備処理に取り組んだ。かくして、エチレンの設備処理は1985(昭和60)年3月末までに202万トンが実施され、処理目標に対して88%の達成率となった。

一方、ポリオレフィンの設備処理は共販会社をベースに生産、販売、流通の各方面における合理化と結び付けて行われた。目標設備処理量は高压法(低密度)ポリエチレン(LDPE)が生産能力の37%に当たる63万7000トン、中低压(高密度)ポリエチレン(HDPE)が生産能力の25%に当たる26万5000トンであった。ポリプロピレン(PP)については過剰度がさほど大きくなかったことから設備処理の対象から外された。処理期限はエチレンより3カ月遅い1985(昭和60)年6月末であった。集約化という点でいえば、三菱油化はHDPEの生産を休止して三菱化成に生産委託、三菱化成はPPについて三菱化成から供給を受けた。住友化学はLDPEの生産を愛媛から千葉に集約化、旭化成もLDPEの生産を川崎から水島に集約化した。また東洋曹達は新大阪石油化学のHDPE事業を四日市ポリマーに移管、三井石油化学は三井ポリケミカルのLDPE事業を譲り受けて樹脂事業の一体化を図った。かくして、ポリオレフィンの設備処理量は1985(昭和60)年6月末までに85万トン(内訳はLDPEが59万トン、HDPEが26万トン)に達し、達成率は94%となった。

その他塩ビ樹脂も設備処理に際してはエチレン、ポリオレフィン同様に指示カルテルを受けて共同行為を実施した。処理目標は49万トン、処理率24%、処理期限は1985(昭和60)年3月末であった。塩ビ樹脂については既存の4つの共販会社が中核となって生産および販売の合理化が推進された。塩ビ樹脂の設備処理に関して特徴的であったことは経済的負担の公平を期すため調整金を設けて各社の処理量を決定したことであった。かくして、塩ビ樹脂の設備処理達成率は92%に達した。他方、エチレンオキサイド(EO)とスチレンモノマー(SM)については指示カルテルによる共同行為は行われず、各社が自主的に設備処理を行った。EOの処理目標は20万1000トン、処理率27%、達成率61%、

S Mの処理目標は46万8000トン、処理率26%、達成率73%であった(第3表参照)²⁰⁾。(以下次号)

第3表 「産構法」に基づく石油化学製品の設備処理実施状況

(単位:万t)

	エチレン	ポリオレフィン	塩化ビニル樹脂	エチレンオキサイド	スチレンモノマー
特定産業指定日	58.6.17	58.6.17	58.6.17	58.8.30	60.1.29
処理前能力 [A]	634.7	412.5	200.7	74.3	179.9
処理目標量 [B]	229.3	90.2	49	20.1	46.8
処理率 [B/A]	36%	22%	24%	27%	26%
処理期限	60.3.31	60.6.30	60.3.31	60.6.30	60.9.30
処理量 [C]	202	85	45	12.2	34
達成率 [C/B]	88%	94%	92%	61%	73%

(出所) 『石油化学工業年鑑 1986』 28頁。

20) 設備処理の詳細については石油化学協会『石油化学工業30年のあゆみ』(平成元年) 156-160頁参照。